

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 2 号
発行日 令和 7 年 1 2 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市公印規則の一部改正
(市民・国保課) . . . 1

○告 示

- ・綾部市飲用井戸等水質検査費
補助金交付要綱の一部改正
(上水道課) . . . 2
- ・綾部市民間保育所等補助金交
付要綱の一部改正
(子育て支援課) . . . 3
- ・令和 7 年 1 2 月綾部市議会定
例会招集告示
(総務課) . . . 4

- ・建設工事の指名競争入札に参
加する者に必要な資格並びに
その資格審査の申請の時期及
び方法等について定めた告示
の一部改正
(監理課) . . . 5

○公 告

- ・令和 8 年度飛び立て！中学生
海外派遣業務に関する公募型
プロポーザルの実施について
(学校教育課) . . . 15

- ・農地中間管理事業の推進に關
する法律に基づく農用地利用
集積等促進計画の認可につい
て
(農政課) . . . 36

- ・農地中間管理事業の推進に關
する法律に基づく農用地利用
集積等促進計画の認可につい
て
(農政課) . . . 37

- ・農地中間管理事業の推進に關

する法律に基づく農用地利用
集積等促進計画の認可につい
て
(農政課) . . . 38

・農地中間管理事業の推進に關
する法律に基づく農用地利用
集積等促進計画の認可につい
て
(農政課) . . . 39

・「綾部市エンディングノート
～わたしと大切な人の安心の
ために～」協働発行事業者選
定に係る公募型プロポーザル
の実施について
(地域包括支援課) . . . 40

・総合運動公園グラウンドトイ
レ等整備工事公募型指名競争
入札について
(監理課) . . . 49

・市道市志線改良工事（その 1 ）
と市道市志線改良工事（その
2 ）条件付一般競争入札（取
り抜け方式）について
(監理課) . . . 60

・市道宮川線（物部大橋）橋梁
撤去工事（その 1 ）と市道宮
川線（物部大橋）橋梁撤去工
事（その 2 ）条件付一般競争
入札（取り抜け方式）につい
て
(監理課) . . . 71

・栗文化センター L E D 照明化
他工事条件付一般競争入札
(分離発注受注制限方式) に
ついて
(監理課) . . . 82

・中央公民館エレベーター改修
工事条件付一般競争入札につ
いて

<p>(監理課) 92</p> <p>・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について</p> <p style="text-align: right;">(農政課) 102</p> <p>・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について</p> <p style="text-align: right;">(農政課) 103</p> <p>・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について</p> <p style="text-align: right;">(農政課) 104</p> <p>・令和7年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域図の縦覧について</p> <p style="text-align: right;">(下水道課) 105</p> <p>・綾部市職員採用試験の実施について</p> <p style="text-align: right;">(職員課) 107</p> <p>・こども発達支援施設北側法面整備工事条件付一般競争入札について</p> <p style="text-align: right;">(監理課) 113</p> <p>・公共下水道舗装復旧(7-4)工事条件付一般競争入札について</p> <p style="text-align: right;">(監理課) 123</p> <p>・公示送達</p> <p style="text-align: right;">(税務課) 133</p> <p>・綾部市入札参加資格審査申請について</p> <p style="text-align: right;">(監理課) 134</p> <p>○教育委員会告示</p> <p>・令和7年度第8回綾部市教育委員会会議招集告示</p>	<p>○監査公表</p> <p>・住民監査請求に基づく監査の結果の公表</p> <p style="text-align: right;">. . . . 148</p> <p>○選挙管理委員会告示</p> <p>・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数</p> <p style="text-align: right;">. . . . 152</p> <p>・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数</p> <p style="text-align: right;">. . . . 153</p> <p>・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数</p> <p style="text-align: right;">. . . . 154</p>
---	--

規 則

綾部市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 52 号

綾部市公印規則の一部を改正する規則

綾部市公印規則（昭和 28 年綾部市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

綾部市印	同上	18 ミリメートル	介護保険資格者証／国民健康保険高齢受給者証／国民健康保険標準負担額減額認定証／国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／国民健康保険資格確認書／等
綾部市印	同上	13 ミリメートル	し尿くみ取り事務用

を

」

「

綾部市印	同上	18 ミリメートル	介護保険資格者証／国民健康保険高齢受給者証／国民健康保険標準負担額減額認定証／国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／等
綾部市印	同上	13 ミリメートル	し尿くみ取り事務用
綾部市印	同上	10 ミリメートル	国民健康保険資格確認書

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 月 2 日から施行する。

告 示

綾部市告示第170号

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱（令和5年綾部市告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月12日

綾部市長 山崎善也

第4条中「及び水質基準」の次に「並びに水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項」を加える。

別表中

「	3 8	3 9	」
	4 6	4 7	
	4 7	4 8	
	4 8	4 9	に改め、
	4 9	5 0	
	5 0	5 1	
	5 1	5 2	

を

同表備考中「（平成15年厚生労働省令第101号）」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

綾部市告示第171号

綾部市民間保育所等補助金交付要綱（昭和51年綾部市告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月17日

綾部市長 山崎善也

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（医療的ケア児保育支援事業費補助）

第16条 医療的ケア児保育支援事業費補助金は、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、市長が別に定める額とする。

附 則

この告示は、令和7年11月17日から施行し、改正後の綾部市民間保育所等補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

告 示

綾部市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和7年12月1日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和7年11月21日

綾部市長 山崎善也

告 示

綾部市告示第179号

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等について定めた告示（昭和40年綾部市告示第49号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月26日

綾部市長 山崎善也

第1条第3項文中「建設工事入札参加資格審査申請書」を「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【建設工事】」に改める。

第1号様式を次のように改める。

綾部市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【建設工事】

建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

第1号様式（第1条関係）

背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。（正しく入力できていない場合もピンク色になります）
 エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
 行の追加、削除、シートの変更などはできません。

A. 本社(店)情報

(1) 郵便番号

例) 1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(2) 住所

都道府県から入力してください。

(3) 商号又は名称フリガナ

例) カブシキガイシャスズキグミ 正式名称を全角カタカナで入力してください。

(4) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 正式名称で入力してください。

(5) 代表者役職

正式名称で入力してください。個人の場合は「代表者」と入力してください。

(6) 代表者氏名フリガナ

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

(7) 代表者氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(8) 電話番号

内線番号()

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(9) FAX番号

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(10) メールアドレス

@を含む半角文字で入力してください。

(11) 登記上の所在地

一致する

登記、または住民票上の所在地と「(2)住所」が一致しているかどうかを、リストから選択してください。

B. 契約する営業所情報

支店・営業所に入札・契約権限を委任する場合、(1)入札・契約権限の委任欄にリストから「する」を選択し、支店・営業所情報を入力してください。

(1) 入札・契約権限の委任

リストから選択してください。

(2) 郵便番号

例) 1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(3) 住所

都道府県から入力してください。

(4) 商号又は名称フリガナ

例) カブシキガイシャスズキグミ カンサイエイギョウショ
正式名称を全角カタカナで入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(5) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 関西営業所
正式名称で入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(6) 代表者(受任者)役職

例) 所長 正式名称で入力してください。

(7) 代表者(受任者)氏名

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

フリガナ

例) カブシキガイシャスズキグミ カンサイエイギョウショ
正式名称を全角カタカナで入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(8) 代表者(受任者)氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(9) 電話番号

内線番号()

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(10) FAX番号

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(11) メールアドレス

@を含む半角文字で入力してください。

C. 担当者情報

自治体からの種々の連絡に対応できる方の情報を入力してください。
行政書士が代理申請する場合は、「D. 申請代理人情報」に入力してください。

(1) 部署名・役職名

綾部市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【建設工事】

代表者が申請担当者を兼ねる場合、役職を入力してください。

(2) 氏名フリガナ

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

(3) 氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(4) 郵便番号

本社(店)と異なる場合のみ、「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(5) 住所

本社(店)と異なる場合のみ、都道府県から入力してください。

(6) 電話番号

内線番号()

本社(店)と異なる場合のみ、半角の数字とハイフンで入力してください。

(7) FAX番号

本社(店)と異なる場合のみ、半角の数字とハイフンで入力してください。

(8) メールアドレス

本社(店)と異なる場合のみ、@を含む半角文字で入力してください。

D. 申請代理人情報

行政書士が代理申請する場合、(1)代理申請欄にリストから「する」を選択し、行政書士情報を入力してください。

(1) 代理申請

しない

リストから選択してください。

(2) 氏名フリガナ

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

(3) 氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(4) 行政書士登録番号

例)00000000 8桁の数字を入力してください。

(5) 郵便番号

例)1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(6) 住所

都道府県から入力してください。

(7) 電話番号

例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(8) FAX番号

例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(9) メールアドレス

@を含む半角文字で入力してください。

E. 経営情報

(1) 適格組合証明取得

年月日

例)2025/4/1、R7/4/1 事業協同組合、企業組合、協業組合等で官公需適格組合証明を受けている場合は取得年月日を入力してください。

(2) 適格組合証明番号

事業協同組合、企業組合、協業組合等で官公需適格組合証明を受けている場合は番号を入力してください。

(3) 外資状況

該当する外資区分の選択欄にリストから「○」を選択してください。

(b)、(c)の場合は、国名を入力してください。

(d)の場合は、国名、外資比率を入力してください。3か国以上ある場合は上位2か国を入力してください。

外資区分	選択	国名	外資比率 (%)
(a) 外資なし			
(b) 外国籍会社			
(c) 日本国籍会社(外資比率100%)			100 %
(d) 日本国籍会社			%
			%

(4) 営業年数

年

例)10 申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数(1年未満切り捨て)を入力してください。

(5) 合併等後の年月

年

ヶ月

例)1年2ヶ月 合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合、入力してください。

(6) 設立年月日

例)2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。個人の場合や設立日が1900/3/31以前の場合は、入力不要です。

綾部市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【建設工事】

(7) 常勤職員の人数

①技術職員	
②事務職員	
③その他の職員	
④合計	0
⑤役職員等(④の内数)	

(8) みなし大企業

- 以下のいずれかに該当する場合、リストから「該当する」を選択してください。
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

F. 業種情報

(1) 建設業許可番号

許可 第 [] 号

経営事項審査を受けた時の建設業の許可番号を入力してください。

大臣/知事許可をリストから選択し、番号(6桁)を半角の数字で入力してください。例)012345

(2) 審査基準日

例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。

(3) 競争参加資格希望業種表

- ・登録を希望する場合、希望欄にリストから「〇」を選択し、許可区分、総合評定値(P)、2年又は3年平均完成工事高、許可年月日、営業所専任の技術者氏名欄を入力してください。
- ・許可区分、総合評定値(P)、2年又は3年平均完成工事高欄は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載されている値を入力してください。
- ・登録を希望せず、経営事項審査を受けている業種は、許可区分、総合評定値(P)、2年又は3年平均完成工事高欄を入力してください。
- ・塗装(塗)について、土木関係と建築関係の両方を希望する場合、完成工事高の合計を経営事項審査の塗装工事の完成工事高と一致させて下さい。

業種区分	希望	許可区分	総合評定値(P)	2年又は3年平均完成工事高(千円)	許可年月日 例) 2025/4/1	営業所専任の技術者氏名
01 土木						
02 建築						
03 大工						
04 左官						
05 とび・土工・コンクリート						
06 石						
07 屋根						
08 電気						
09 管						
10 タイル・れんが・ブロック						
11 鋼構造物						
12 鉄筋						
13 ほ装						
14 しゅんせつ						
15 板金						
16 ガラス						
17 塗装(塗)	土木関係 建築関係					
18 防水						
19 内装仕上						
20 機械器具設置						
21 熱絶縁						
22 電気通信						
23 造園						
24 さく井						
25 建具						
26 水道施設						
27 消防施設						
28 清掃施設						
29 解体						
一 净化槽						

BID-ENTRY共通様式 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

測量・建設コンサルタント等に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。（正しく入力できていない場合もピンク色になります）
エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
行の追加、削除、シートの変更などはできません。

A. 本社(店)情報

(1) 郵便番号

例) 1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(2) 住所

都道府県から入力してください。

(3) 商号又は名称フリガナ

例) カブシキガイシャスズキグミ 正式名称を全角カタカナで入力してください。

(4) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 正式名称で入力してください。

(5) 代表者役職

正式名称で入力してください。個人の場合は「代表者」と入力してください。

(6) 代表者氏名フリガナ

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

(7) 代表者氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(8) 電話番号

内線番号()

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(9) FAX番号

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(10) メールアドレス

@を含む半角文字で入力してください。

(11) 登記上の所在地

一致する

登記、または住民票上の所在地と「(2)住所」が一致しているかどうかを、リストから選択してください。

B. 契約する営業所情報

支店・営業所に入札・契約権限を委任する場合、(1)入札・契約権限の委任欄にリストから「する」を選択し、支店・営業所情報を入力してください。

(1) 入札・契約権限の委任

リストから選択してください。

(2) 郵便番号

例) 1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(3) 住所

都道府県から入力してください。

(4) 商号又は名称フリガナ

例) カブシキガイシャスズキグミ シククエイギョウショ
正式名称を全角カタカナで入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(5) 商号又は名称

例) 株式会社鈴木組 四国営業所
正式名称で入力してください。支店・営業所名は、1文字空けて入力してください。

(6) 代表者(受任者)役職

例) 所長 正式名称で入力してください。

(7) 代表者(受任者)氏名

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

フリガナ

姓と名は1文字分空けてください。

(8) 代表者(受任者)氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(9) 電話番号

内線番号()

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(10) FAX番号

例) 0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(11) メールアドレス

@を含む半角文字で入力してください。

C. 担当者情報

自治体からの種々の連絡に対応できる方の情報を入力してください。
行政書士が代理申請する場合は、「D.申請代理人情報」に入力してください。

BID-ENTRY共通様式 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

Ver. 7.8.1

(1) 部署名・役職名

代表者が申請担当者を兼ねる場合、役職を入力してください。

(2) 氏名フリガナ

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

(3) 氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(4) 郵便番号

本社(店)と異なる場合のみ、「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(5) 住所

本社(店)と異なる場合のみ、都道府県から入力してください。

(6) 電話番号

内線番号()

本社(店)と異なる場合のみ、半角の数字とハイフンで入力してください。

(7) FAX番号

本社(店)と異なる場合のみ、半角の数字とハイフンで入力してください。

(8) メールアドレス

本社(店)と異なる場合のみ、@を含む半角文字で入力してください。

D. 申請代理人情報

行政書士が代理申請する場合、(1)代理申請欄にリストから「する」を選択し、行政書士情報を入力してください。

(1) 代理申請

しない

リストから選択してください。

(2) 氏名フリガナ

全角カタカナで入力してください。姓と名は1文字分空けてください。

(3) 氏名

姓と名は1文字分空けてください。

(4) 行政書士登録番号

例)00000000 8桁の数字を入力してください。

(5) 郵便番号

例)1000001 「- (ハイフン)」を使わず7桁の数字で入力してください。

(6) 住所

都道府県から入力してください。

(7) 電話番号

例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(8) FAX番号

例)0000-00-0000 半角の数字とハイフンで入力してください。

(9) メールアドレス

@を含む半角文字で入力してください。

E. 経営情報

(1) 適格組合証明取得

年月日

例)2025/4/1、R7/4/1 事業協同組合、企業組合、協業組合等で官公需適格組合証明を受けている場合は取得年月日を入力してください。

(2) 適格組合証明番号

事業協同組合、企業組合、協業組合等で官公需適格組合証明を受けている場合は番号を入力してください。

(3) 外資状況

該当する外資区分の選択欄にリストから「○」を選択してください。

(b)、(c)の場合は、国名を入力してください。

(d)の場合は、国名、外資比率を入力してください。3か国以上ある場合は上位2か国を入力してください。

外資区分	選択	国名	外資比率 (%)
(a) 外資なし			
(b) 外国籍会社			
(c) 日本国籍会社(外資比率100%)			100 %
(d) 日本国籍会社			%
			%

(4) 営業年数

年

例)10 登録を希望する業種に係る事業の開始日(複数の業種を希望する場合は最も早い開始日)から直前の営業年度の終了日までの期間(1年未満切り捨て)を入力してください。

ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間(1年未満切り捨て)を入力してください。

(5) 設立年月日

BID-ENTRY共通様式 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

(6) 創業年月日

例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。個人の場合や設立日が1900/3/31以前の場合は、入力不要です。

(7) 休業期間又は
転(廃)業の期間

から まで

例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。

(8) 現組織への変更
年月日

例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。

(9) 常勤職員の人数

①技術職員	
②事務職員	
③その他の職員	
④合計	0
⑤役職員等(④の内数)	

(10) みなし大企業

以下のいずれかに該当する場合、リストから「該当する」を選択してください。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(11) 自己資本額

区分	直前決算時(千円)
株主資本	
(うち外国資本)	
評価・換算差額等	
新株予約権	
計	0

(12) 経営状況(流動比率)

区分	直前年度分決算
流動資産(a)	千円
流動負債(b)	千円
流動比率(a/b × 100)	%

F. 測量等実績高

登録を希望する業種の実績高を入力してください。

業種区分の詳細は、H. 業種情報-(4)登録及び希望業務を参照してください。

決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の右欄のみに入力してください。

業種区分	直前々年度分決算(千円)		直前年度分決算(千円)		前2ヶ年間の 平均実績高 (千円)
	から*1 まで*1	から*1 まで*1	から*1 まで*1	から*1 まで*1	
測量					
建設コンサルタント	建築関係建設コンサルタント				
	土木関係建設コンサルタント				
地質調査					
補償コンサルタント					
その他の業種					
合計	0	0	0	0	0

*1 例) 2025/4/1、R7/4/1 年月日を入力してください。

G. 有資格者数

有資格者の数を入力してください。これら以外の職員については、空欄に免許等の名称から入力してください。

入力する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は入力しないでください。

免許等の名称	人数
構造設計一級建築士	
設備設計一級建築士	
一級建築士	
二級建築士	
建築設備士	
建築積算資格者	

免許等の名称	人数

BID-ENTRY共通様式 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

一級土木施工管理技士	
二級土木施工管理技士	
測量士	
測量土補	
環境計量士	
港湾海洋調査士	
不動産鑑定士	
不動産鑑定土補	
土地家屋調査士	
司法書士	
RCCM	
技術士	総合技術監理部門
	建設部門
	農業部門
	森林部門
	上下水道部門
	電気・電子部門
	機械部門
	地質調査

H. 業種情報

- ### (1) テクリスの企業ID

測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)における企業IDを、半角英数字で入力してください。

- ## (2) PIBDISの会社コード

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コードを、半角英数字で入力してください。

- (3) 登録を受けている事業

登録番号及び登録年月日を入力してください。
これら以外の登録は、空欄に登録事業名から入力してください。

- #### (4) 登録及び希望業務

登録を希望する場合、希望、登録欄を入力してください。

希望、登録欄はリストから「〇」を選択してください。

業種区分・業務内容		希望	登録
測量	測量一般		
	地図の調整		
	航空測量		
建築関係建設	建築一般		
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		

業種区分・業務内容	希望	登録
コ 土 木 関 係 建 設 サ ル タ ン ト	交通量調査	
	環境調査	
	経済調査	
	分析・解析	
	宅地造成	
	電算関係	
	計算業務	
	資料等整理	
	施工管理	
地質調査		

BID-ENTRY共通様式 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】

Ver. 7.8.1

コンサルタント	機械積算		
	電気積算		
	工事監理(建築)		
	工事監理(電気)		
	工事監理(機械)		
	調査		
	耐震診断		
	地区計画及び地域計画		
土木関係建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋		
	港湾及び空港		
	電力土木		
	道路		
	鉄道		
	上水道及び工業用水		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	水産土木		
	廃棄物		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画・施工設備及び積算		
	建設環境		
	機械		
	電気電子		

補償コンサルタント	土地調査		
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		
	営業・特殊補償		
	事業損失		
	補償関連		
	総合補償		
その他の業種	不動産鑑定		
	登記手続等		
	電気通信設備調査・設計		
	情報処理システム調査・設計		
	工事監理(電気通信)		
その他*1	航空・宇宙関連調査・設計等		
	その他*1		

*1 具体的な内容を (5) その他の具体的な内容 に入力してください。

(5) その他の具体的な内容

告 示

附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。

公 告

綾部市公告第142号

令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和7年11月5日

綾部市長 山崎善也

本市の令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務について、委託業者の選定にあたり別添「令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

令和8年度

飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公
募型プロポーザル実施要領

令和8年11月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する『令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務』に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務

（2）業務内容

別添1 令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に係る仕様書のとおり。

（3）業務期間

契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで

（4）委託料上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

（5）発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 上田

TEL : 0773-42-4323

FAX : 0773-43-0991

e-mail : gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（1）過去3年以内（令和4年12月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市又は京都府から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和7年11月5日（水）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和7年11月10日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和7年11月14日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和7年11月21日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和7年11月26日（水）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
令和7年11月26日（水）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和7年12月15日（月）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	未定
令和7年12月19日（金）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和7年12月下旬 ～1月下旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2 令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧のとおり

- (2) 提出方法等

① 提出期限：令和7年11月21日（金）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- ③ 提出先：上記 3 に定めるところとする

8 要領等の配付

（1）要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 事務局での直接配付

（2）配付期間

令和 7 年 1 月 5 日（水）から令和 7 年 1 月 21 日（金）まで
ただし、直接配付は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

（1）選定方法

応募者が 6 者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位 5 者以内を選定する。

（2）審査基準

①審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10 点
② 業務実績・業務遂行能力	10 点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	10 点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10 点
合 計	40 点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特 に 優 れ て い る	優 れ て い る	普 通	や や 劣 る	劣 る
10 点	10	8	6	4	2

（3）審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

* 通知予定日：令和 7 年 1 月 26 日（水）

公 告

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査日

令和7年12月15日（月）

通知予定日：令和7年11月26日（水）

(4) 時間配分

参加者ごとに約45分間

①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（30分）

②質疑応答・ヒアリング（15分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

①審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (80点)	①総合的な支援体制・支援内容	15点
	②安全管理体制	15点
	③添乗業務、移動手段など	5点
	④事前説明会、事前・事後研修会など	5点
	⑤研修期間中の研修内容など	15点
	⑥仕様書に示された業務内容に対する代替案、独自提案など	15点
	⑦見積金額	10点
	合 計	100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特 に 優 れ て い る	優 れ て い る	普 通	や や 劣 る	劣 る
1 5 点	1 5	1 2	9	6	3
1 0 点	1 0	8	6	4	2
5 点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和7年12月19日（金）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和7年11月10日（月）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

- (4) 提出先：上記 3 の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (6) 回答期限：令和 7 年 1 月 14 日（金）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製ができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プrezenテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に係る仕様書

【全体事業概要】

1 目 的

綾部市の教育の特色の一つである国際理解教育の一環として、広い視野と国際感覚を持ち、国際社会に生きる力を養うことを目的に実施する。

2 主 催

綾部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3 派遣概要

（1）期間

令和8年8月5日（水）～8月14日（金）

（上記日程以外を提案する場合は、令和8年8月3日（月）～8月25日（火）のうち10日間）

（2）派遣研修先

オーストラリア連邦

（3）研修内容

- ①現地校での英語による授業や体験活動
- ②現地校生徒（スクールバディ）との交流
- ③ホームステイによる現地での生活体験

（4）研修生徒

令和8年度に綾部市立中学校に在籍している2年生、3年生 計15名

綾部市役所職員 1名

受託者添乗員 2名（男性、女性各1名とする）

4 事前説明会、事前・事後研修会について

（1）事前説明会

研修生徒、保護者に派遣先の情報や海外渡航手続きや準備、質疑応答等の説明会を行う。

（2）事前研修会等

研修生徒に対し、渡航までに2回程度の事前研修会（研修生としての心構え、現地プレゼンテーションの研修、海外渡航準備、保険手続きなど）を行う。

（3）研修報告会等

帰国後に実施する研修報告会と研修報告書の作成を行う。

5 応募資格

（1）令和8年度に綾部市立中学校に在籍している生徒であること。

※ただし、令和7年度の同事業に参加した生徒を除く。

（2）本人が積極的に海外研修を希望し、保護者の同意が得られること。

（3）積極的に研修先の人々と交流しようとする意思を持ち、規律ある行動ができること。

（4）海外での諸活動に耐えられる健康状態であること。

（5）事前・事後研修会に必ず参加できること。

（6）綾部市の代表として参加し、帰国後、現地での体験を学校や地域において、積極的に生かす意欲のあること。

プロポーザル用

【委託業務内容】

1 業務名

令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年10月31日（土）まで

3 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。ただし、必要と認められる事項については、教育委員会と協議するものとする。

(1) 行程、研修内容の企画・手配

現地校における実技教科や語学研修を行うため、オーストラリアの教育機関、現地校等と研修及びホームステイの実施に必要な契約、手続き等を行うこと。ホームステイ家庭については、出発日の1週間前を目途に確定させること。なお、ホームステイ先は、他の日本人留学生がいないことを要件とし、派遣生1人1家庭が望ましい。

また、市随行者の現地での宿泊先を確保し、宿泊先と現地校等との移動手段を確保すること。

移動手段については緊急時を考慮し、レンタカーもしくは同等手段を手配すること。

随行者の宿泊先ホテルの選定にあたっては、治安に考慮し、可能な限り現地学校などに近い距離に位置する宿泊施設とすること。宿泊先は、朝食付きとし、ホテル内にインターネット（フリー WiFi）が利用できる環境を有すること。

その他、教育委員会との連絡調整や業務を実施するために必要な諸手続業務全般を行うこと。

(2) 派遣期間10日間における渡航や研修地での添乗業務（綾部市役所発～綾部市役所着まで）

添乗員は、渡航、帰国及び現地での研修生徒の引率、世話、調整等を行うとともに、緊急の場合には適切に対応すること。添乗員は、教育旅行に添乗経験のある者が望ましい。

また、現地活動を写真等で記録し、web上のファイル共有サービス等により可能な限り早急に保護者や教育委員会に公開すること。

(3) 出発から帰国までの行程において必要となる軽食等費用

(4) 研修生徒とその保護者への事前説明会

令和8年4月中に研修生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施すること。なお、説明会の会場は教育委員会が用意する。

(5) 研修生徒に対する事前研修会

令和8年4月から7月の間に、研修生徒に対し、事前研修会を2回程度行うこと。なお、研修会の会場は教育委員会が用意する。

(6) 研修生に対する事後研修会

研修生徒が、帰国後に実施する研修報告会を行うための事後研修会を必要に応じて行うこと。なお、研修会の会場は教育委員会が用意する。

(7) 旅行手続代行業務

① 渡航先についてはオーストラリア連邦内の派遣可能都市とする。

ア 出国：協議の上、決定する。

イ 帰国：協議の上、決定する。

ウ 全行程、往復エコノミークラスで手配すること。

プロポーザル用

エ 研修生徒15名、市随行者1名、添乗員2名 計18名が同一便となるよう航空券を手配すること。また、座席については、18名が1か所となるよう確保することが望ましい。ただし、1か所とすることが困難な場合は、少なくとも3グループ以内となるよう確保すること。

オ 綾部市役所から空港までの間の貸切りバスを手配すること。

② 教育委員会側の事由又は研修生徒の都合により、旅行を取りやめる場合のキャンセル料規程及び自然災害や不測の事態等により予約便の出航がキャンセルとなった場合の対応策について、提示すること。

③ 燃油サーチャージ、空港施設使用料、航空保険料、訪問国空港税等を含めること。

(8) 海外旅行保険の手配

(9) オーガナイザー保険及び派遣生徒・随行職員の保険手配

(10) 携帯電話及びルーターの手配

出発から帰国までの間、日本との国際通話及びオーストラリア国内での通話が可能でデータローミングが出来る機種の携帯電話を随行者1人につき1台手配すること。携帯電話番号は、事前に連絡すること。また随行者が持参するPC機器等の通信用に使用するWiFiルーターを1人につき1台手配すること。携帯電話及びルーターの通話料金は受託者の負担金とする。

(11) 業務終了後、研修中の写真等を含めた研修報告書を100部作成し、教育委員会へ提出すること。

【その他留意事項】

1 受託者選定後、教育委員会と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を作成し、契約締結を行うものとする。

2 支払い条件

本業務委託にかかる費用について、海外派遣事業の遂行に当たり事前に支払いが必要な費用（保険料）については概算払いとし、残額については、委託業務完了後、適正な請求書を受領してから30日以内に一括して綾部市から支払う。

3 業務等の実施にあたり、国内及び国外における旅行業法その他関連する各種法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。

4 業務等の実施にあたって、教育委員会と常に綿密な連絡をとること。また、緊急連絡体系図を作成し、教育委員会に提出すること。

5 業務等の実施にあたり、その方針及び条件に疑義が生じた場合には、教育委員会と協議し明確にすることともに、教育委員会の指示に従わなければならない。

6 業務の遂行上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を守ること。

プロポーザル用

- 7 担当者の変更については、速やかに教育委員会にその旨を報告し、承諾を得なければならない。また、後任への引継ぎは、以後の業務に支障のないように慎重に行わなければならない。
- 8 業務の実施において、何らかの問題が生じた場合には、教育委員会に速やかに連絡し指示を仰ぐとともに、その対処に努めなければならない。なお、その責が受注者にある場合、費用、経費については受注者の負担とする。
- 9 業務の実施において、為替の変動等により費用が大幅に変更された場合、その他著しい変更が生じた場合は速やかに教育委員会に報告し、指示に従うものとする。それに伴い生じる委託料の変更は、教育委員会と協議により決定するものとする。

■令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類				提出部数	記載事項	留意事項など	審査項目との対比
1 参加申請書	【様式1】	正本1			○必ず代表者印押印のこと		一次審査②
2 業務を行う者の資格、経歴及び実績	【様式2】	正本1・副本5			○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること ※「総括管理者」：総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」：総括管理者の下で実務等を行う者 ①経験年数、保有資格 本業務の遂行に関する実務の経験年数、保有資格を記載すること ②同種又は類似業務の実績 過去に従事した本業務と同種又は類似業務のうち、過去3年以内のものについて記載すること ③担当する業務体制など 本業務の遂行に係る業務体制などを適宜記載すること		一次審査② 二次審査・業務実施体制②
3 企画提案書	様式任意(A4版)	正本1・副本5			○下記の事項について記載すること ①総合的な支援体制・支援内容 本業務の目的を達成するための総合的な支援体制・支援内容 ②安全管理体制 研修期間中の安全性の確保、緊急時の対応など ③添乗業務、移動手段など 添乗員の業務内容。バス、航空等の移動手段など ④事前説明会、事前研修会など 保護者、生徒への事前説明会、事前研修の企画、提案内容 ⑤研修期間中の研修内容など 現地での研修カリキュラム内容についての提案など ○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とし、全体で20ページ程度とすること ○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること		一次審査④ 二次審査・企画提案内容① 二次審査・企画提案内容② 二次審査・企画提案内容③ 二次審査・企画提案内容④ 二次審査・企画提案内容⑤ 二次審査・企画提案内容⑥
4 見積書	様式任意	正本1・副本5			○見積金額は、要領2の(4)の委託料上限額の範囲内とし、積算内訳書を添付すること ○正本には必ず日付を記載の上、代表者印を押印すること ○見積書は税抜き表記とし、以下の内容を記載すること ①研修生及び随行者の宿泊費、食費及び移動にかかる費用 ②添乗員にかかる費用 ③研修施設利用及び講師派遣等にかかる費用 ④その他、本事業の実施に必要な経費		一次審査・企画提案内容⑦
5 会社概要・業務実績書	【様式3】	正本1・副本5			○会社概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること ○業務実績書に記載した業務に係る契約書の写しを添付すること		一次審査①・② 二次審査・業務実施体制①
6 財務諸表	写し可	正本1			○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類		一次審査① 二次審査・業務実施体制①
7 登記簿謄本	写し可	正本1			○令和7年4月1日以降のもの		一次審査① 二次審査・業務実施体制①
8 納税証明書	写し可	正本1			○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和7年4月1日以降のもの		一次審査① 二次審査・業務実施体制①

別記

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。また、受注者は、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表」で確認した項目を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(基本的事項)

第3条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された電子媒体及び書類、個人データを取り扱う機器等（以下「資料等」という。）を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及び毀損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第9条 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(作業責任者等の届出)

第10条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第11条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(個人情報の管理)

第12条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を記録すること。

(8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(運搬)

第13条 受注者は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、毀損及び滅失を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(受渡し)

第 14 条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第 15 条 受注者は、本委託業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

6 受注者がこの契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、返還する資料等（資料名称や個人情報の項目、媒体名、数量等の内容がわかるもの）の明細とともに引き渡しを行うとともに、複製された資料等がないことを証する書面をあわせて発注者に提出しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 16 条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第 17 条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守するとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 18 条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第19条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は実地調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第20条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員、その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示)

第21条 発注者は、この契約による個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者は、その指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第22条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合又は生じるおそれのあることを知った場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第23条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第24条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(特定個人情報の取扱い)

第25条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、特記仕様書第2条から前条までの規定を適用する。

(合意管轄)

第26条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

【様式 1】

参 加 申 請 書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

令和 8 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提 出 書 類	提出部数
1	参加申請書【様式 1・本様式】	正本 1
2	業務を行う者の資格、経歴及び実績【様式 2】	正本 1・副本 5
3	企画提案書	正本 1・副本 5
4	見積書	正本 1・副本 5
5	会社概要・業務実績書【様式 3】	正本 1・副本 5
6	財務諸表	正本 1
7	登記簿謄本	正本 1
8	納税証明書	正本 1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式2】

業務を行う者の資格、経歴及び実績

役割	氏名	年齢	経験年数	保有資格
		歳	年	
同種又は類似業務の実績				
総括管理者	担当する業務体制など			
		歳	年	
同種又は類似業務の実績				
主任担当者	担当する業務体制など			
		歳	年	
同種又は類似業務の実績				
主任担当者	担当する業務体制など			
		歳	年	

※表が不足する場合は適宜追加のこと。

【様式 3】

会 社 概 要

令和7年11月1日現在

商 号 又 は 名 称	
住 所	
創 業	年 月 日
営 業 年 数	年
貸 借 対 照 表 総 資 本 額	千円
損 益 計 算 書 税 引 前 当 期 利 益	千円
常 勤 職 員 の 数	人

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

業 務 実 績 書

過去3年以内（令和4年12月1日以降）において、中学生、高校生を対象とした英語研修業務
又はそれに類する業務の受注実績

	1	2	3
業 務 名			
契 約 金 額	円	円	円
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
発 注 機 関 名			
業 務 の 概 要 等			

※契約書の写しを添付すること。

【様式4】

質 問 書

令和8年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各者1回とします。

※質問書は、令和7年11月10日（月）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和7年11月14日（金）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

公 告

綾部市公告第143号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月5日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第144号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月5日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第145号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月5日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第146号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月5日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第147号

「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」協働発行事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加申請書等を提出してください。

令和7年11月10日

綾部市長 山崎善也

上記について「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」協働発行事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

「綾部市エンディングノート」
～わたしと大切な人の安心のために～
協働発行事業者
公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

綾部市福祉部・地域包括支援課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」（以下「エンディングノート」という。）の発行事業に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、事業者は、「エンディングノート」に掲載する広告を募集し、その掲載料を収入とすることができるが、本事業に係る経費一切を負担するものとする。

2 業務内容

（1）事業名称

「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」協働発行事業

（2）業務内容

「別紙「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」協働発行事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）事業経費

本事業に要する一切の経費は、提案者の負担とし、綾部市（以下「市」という。）は費用を負担しない。

（4）協定期間

協定締結日から令和11年3月31日

（5）掲載内容の更新

掲載内容については、1年ごとに更新する。

第1回 令和8年4月1日から令和9年3月31日

第2回 令和9年4月1日から令和10年3月31日

第3回 令和10年4月1日から令和11年3月31日

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とするが、協定締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、協定締結は行わないものとする。

- (1) 過去5年以内（平成31年4月1日以降）に本業務と同様の業務を実施し、エンディングノート（またはそれに類似するもの）を地方自治体と協働発行した実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
綾部市福祉部地域包括支援課 地域包括支援センター担当
〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
TEL: 0773-42-4262
FAX: 0773-42-0048
e-mail: chiikihokatsu@city.ayabe.lg.jp
- (2) 募集要領等の配布
 - ア 配布期間: 令和7年11月10日（月）～令和7年12月2日（火）
 - イ 配布方法: 地域包括支援課窓口または本市ホームページよりダウンロード
(なお、窓口での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- (3) 応募書類の提出期限、提出方法及び提出先
 - ア 提出期限: 令和7年12月2日（火）午後5時15分【必着】
 - イ 提出方法: 持参又は郵送
※郵送の場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
 - ウ 提出先: 上記（1）と同じ
- (4) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出先
 - ア 提出期限: 令和7年12月16日（火）午後5時15分【必着】
 - イ 提出方法: 持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出先：上記（1）に同じ

6 質疑・回答

（1）受付期限：公募開始日から令和7年11月17日（月）午後5時15分【必着】

（2）提出方法：電子メールにより上記5（1）あてに送信

※電子メール送信後、必ず電話にて受信確認を行うこと。

※提出は、原則として各社1回とする。

（3）質疑様式：様式は自由

ただし次の点に留意すること。

ア 件名は「綾部市公募型プロポーザル方式に関する質問（事業者名）」とする。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（4）回答日：令和7年11月26日（水）

（5）回答方法：市ホームページに掲載（質問がない場合は掲載しない。）

個別に回答はしない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問の受付は行わない。

7 応募書類

提出書類	提出部数
1 参加申請書【様式1】	正本1
2 業務実施体制書【様式2】	正本1・副本8
3 企業概要書【様式3】	正本1・副本8
4 業務実績書【様式4】	正本1・副本8
5 財務諸表	正本1
6 登記簿謄本	正本1
7 ・都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明書 ・国税納税証明書（その3）	正本1

※ 各証明書は発行後3か月以内のものに限り有効とする。

8 参加承認通知

参加申込の結果については、令和7年12月4日（木）に電子メールにて通知する。

9 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書作成上の注意

- ① 原則としてA4版で作成（図表等は除く）
- ② 表紙及び目次の添付
- ③ 企画提案者の名称は表紙のみに記載しこれを正本とする。副本には記載しない。
- ④ 各ページには通し番号を付す（表紙及び目次は除く）
- ⑤ 提出部数9部（正本1部、副本8部）

(2) 企画提案書の記載項目

仕様書の内容を踏まえ、以下について項目順に記載すること

① 全体概要

本要領に示す事業の目的・趣旨を達成するため、仕様書に基づき、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。

作成にあたり、実施体制、拠点、問い合わせや苦情に対する対応について記載すること。

② 作成スケジュール

協定締結から初版発行までの全体スケジュールについて、作業項目単位で案を記載すること。その際、市職員との役割分担を明確にすること。

③ エンディングノート作成の手順

仕様書に基づき、エンディングノートをどのように構成していくか記載すること。また、行政情報、広告等の予定レイアウトや掲載内容を記載すること。

④ 広告募集及び掲載手順

広告募集から掲載までの過程を記載すること。また、広告募集の方法及び広告主の見込み数を記載すること。

⑤ その他独自提案

仕様書に記載のない項目でエンディングノートに関する独自提案があれば記載すること。

⑥ 業務実績

他の自治体においてエンディングノートを発行した業務実績を記載すること。なお、業務実績にあっては、自治体名、発行部数、総ページ数及び申込書提出日現在における初版発行からの経過年数を記載すること。

⑦ 納品サンプル

仕様書に類似したサンプル（実際の納品物でも可）を添付すること。なお、添付する数は3件以内とする。

(3) その他、注意事項

参加希望者から提出された提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。

このため、提案内容は見やすいもの、わかりやすいものとすること。特に実施方法は具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

10 提出書類の取扱い

- (1) 選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、綾部市情報公開条例（平成12年綾部市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

11 選定方法

企画提案書等提出書類を基に、「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～協働発行事業者選定委員会」において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(1) 審査基準（審査項目・配点）

審 査 項 目		配 点
企画 提案力 (55点)	本事業に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10点
	本市の現況などがふまえられているか	15点
	・提案内容は目的を達成するために有効か ・利用者が見やすく、分かりやすいデザイン、構成、文字サイズ等となっているか ・広告の掲載位置は、利用者がエンディングノートを通して通読するのを妨げないよう配慮されているか	20点
	独自の視点や提案は、本事業において有効か	10点
	同種事業の実績は十分なものか	15点
業務遂行 能力 (45点)	配置予定者の専門性は十分か	10点
	・事業を円滑に進められるような体制であるか ・不測の事態にも対応できる体制であるか ・協働事業者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10点
	事業執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10点
	合 計	100点

(2) 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ て いる	優れて て いる	普 通	やや劣る	劣 る
20点	20	16	12	8	4
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2

12 企画提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者が企画提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 正常な企画提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が企画提案したとき。
- (4) その他、指示した事項及び企画提案に関する条件を違反したとき。

13 選定結果

選定結果は決定後、速やかにすべての参加者に通知（本市ホームページにも掲載する。）

14 業務実施予定事業者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続きに応じなかった場合
- (2) 業務実施予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他業務実施予定事業者が契約の相手方として不適当と認められる場合

15 協定締結

- (1) 委員会での審査において最高得点を得た優先交渉権者（以下「業務実施者」という）は、市と協議のうえ協定書案を作成し、協定を締結する。
- (2) 業務実施者は、協定締結後、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16 その他

- (1) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申請書の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出することはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申請書の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあ

る。

- (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、応募者又は提案者の負担とする。
- (6) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 予定事業者決定後において、この要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (8) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

公 告

綾部市公告第148号

総合運動公園改修事業（合併処理浄化槽等整備事業）、総合運動公園グラウンドトイレ等整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和7年11月10日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第507 86号
- (2) 工事名 総合運動公園グラウンドトイレ等整備工事
- (3) 工事場所 綾部市上杉町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、総合運動公園グラウンドのトイレ及び浄化槽等の施設を整備するものです。工事場所は総合運動公園の敷地内であり、他の施設は利用可能であるため、利用者への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 既設浄化槽廃止 480人槽
浄化槽新設 359人槽
木造トイレ新築 床面積28.15m²
C B造トイレ・物置解体 床面積37.76m²
木造物置解体 床面積11.60m²
物置新築 床面積17.38m²
漏水修繕 一式
- (6) 予定期 令和7年12月 9日から
令和8年 3月31日まで（113日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。

- (4) 令和7年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式一3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
 - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
 - ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年11月10日（月）午前9時から
②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和7年11月13日（木）午前9時から午後6時まで
令和7年11月14日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で11月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和7年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めるることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年11月20日（木）から
令和7年11月21日（金）正午まで
②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
④回答 令和7年11月26日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和7年12月1日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年12月2日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は12月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年12月3日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築機械設備工事（No. 6）」の算出式を適用とします。

13 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共

工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式－3

技 術 資 料

住 所

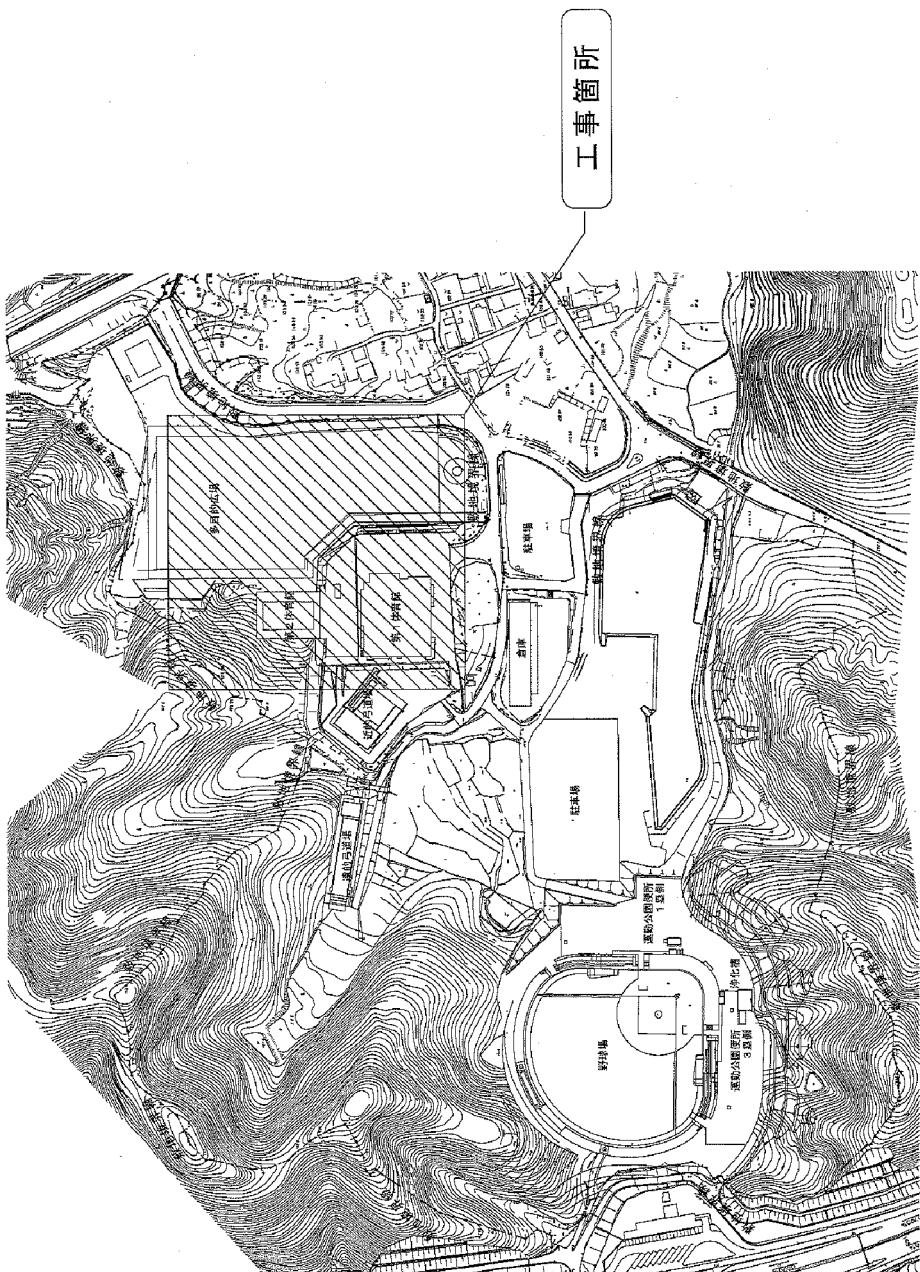
名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区分	現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等	
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対応措置		

区分	現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等	
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対応措置		



綾部市公告第149号

道路整備事業（辺地対策事業分）の市道市志線改良工事（その1）と市道市志線改良工事（その2）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り扱い方式）とします。

令和7年11月10日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第507 83号 |
| (2) 工事名 | 市道市志線改良工事（その1）
市道市志線改良工事（その2） |
| (3) 工事場所 | 綾部市五泉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>（その1）
 $L = 60.0\text{m} \quad W = 3.6 \sim 4.9\text{m}$
 落石防護網工材料 一式</p> <p>（その2）
 $L = 60.0\text{m} \quad W = 3.6 \sim 4.9\text{m}$
 落石防護網工 $A = 876\text{m}^2$</p> |
| (5) 予定期 | <p>令和7年12月 9日から
 令和8年 3月28日まで（110日間）</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式一1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式一2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年11月10日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年11月13日(木)午前9時から午後6時まで

令和7年11月14日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年11月20日(木)から

令和7年11月21日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提

出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年1月26日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年1月26日（水）午前9時から午後6時まで
令和7年1月27日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月26日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月27日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年1月28日（金）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けていたため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとしま

す。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、市道市志線改良工事（その1）と市道市志線改良工事（その2）を併して発注するのですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。
- (7) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 83号 市道市志線改良工事（その1）、市道市志線改良工事（その2）	1	本案件
第507 84号 市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その1）、市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その2）	2	

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号 623-8501
所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階
電話番号 0773-42-4276 (直通)
FAX番号 0773-42-4406 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 場所 _____

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願ひいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

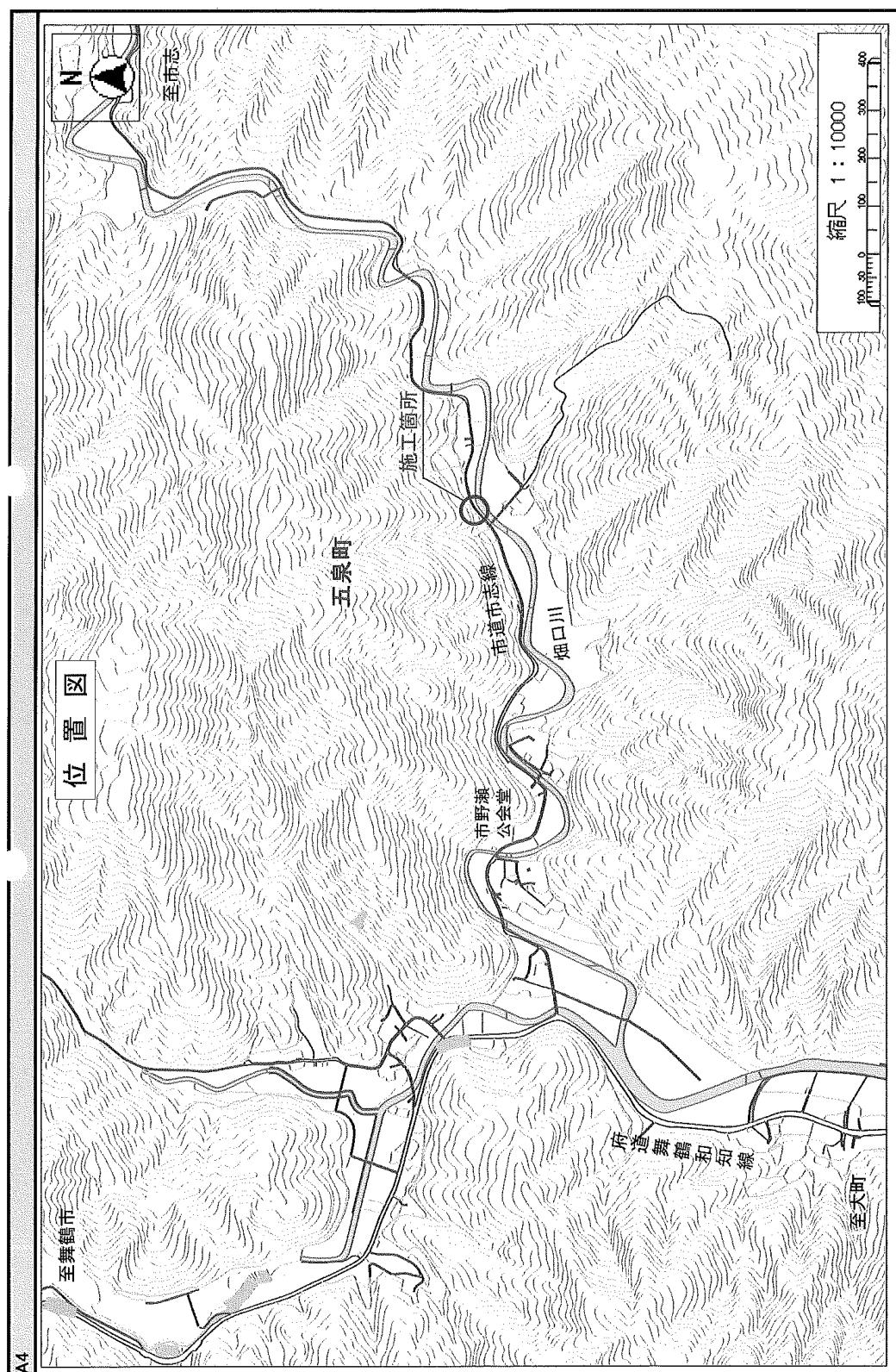
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第150号

橋りょう長寿命化対策事業の市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その1）と市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その2）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和7年11月10日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第507 84号 |
| (2) 工事名 | 市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その1）
市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その2） |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>（その1）</p> <p>L = 24.53m W = 3.3m</p> <p>上部工撤去 一式</p> <p>（その2）</p> <p>L = 24.53m W = 3.3m</p> <p>橋脚撤去 一式</p> <p>橋台撤去 一式</p> <p>転落防止柵設置 L = 3.5m</p> |
| (5) 予定期工 | 令和7年12月 9日から
令和8年 3月28日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格

確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式一1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式一2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年11月10日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年11月13日(木)午前9時から午後6時まで

令和7年11月14日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年11月20日(木)から

令和7年11月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年11月26日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和7年12月1日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年12月2日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

（<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>）

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年12月3日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その1）と市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その2）を合併して発注するのですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。
- (7) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 83号 市道市志線改良工事（その1）、市道市志線改良工事（その2）	1	
第507 84号 市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その1）、市道宮川線（物部大橋）橋梁撤去工事（その2）	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号 623-8501
所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階
電話番号 0773-42-4276 (直通)
FAX番号 0773-42-4406 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 場所 _____

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願ひいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

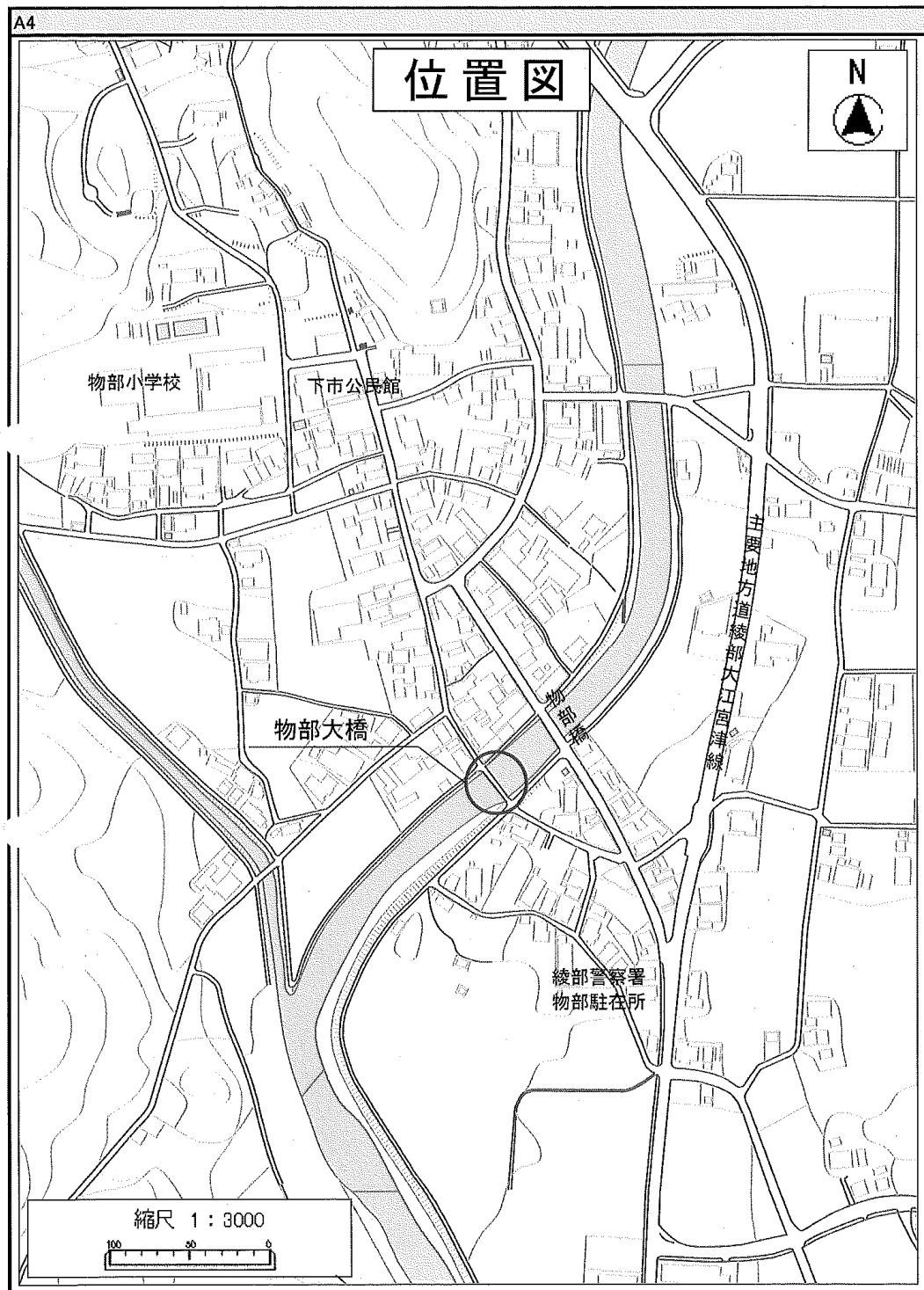
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第151号

人権福祉センター改修事業、栗文化センターLED照明化他工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（分離発注受注制限方式）とします。

令和7年11月10日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第507 87号 |
| (2) 工事名 | 栗文化センターLED照明化他工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市栗町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 壁改修 99m ²
照明器具取替 108灯 |
| (5) 予定期 | 令和7年12月 9日から
令和8年 3月31日まで（113日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年11月10日(月)午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年11月13日(木)午前9時から午後6時まで
令和7年11月14日(金)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で11月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年11月20日(木)から
令和7年11月21日(金)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年11月26日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年12月1日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年12月2日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年12月3日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築電気設備工事（No. 7）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

※ 本工事は、次のとおり綾部市の分離発注工事の受注制限に関する取扱試行要領の対象工事とします。

(分離発注受注制限方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 20号 栗文化センター空調設備改修工事	1	
第507 87号 栗文化センターLED照明化他工事	2	本案件

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 場所 _____

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

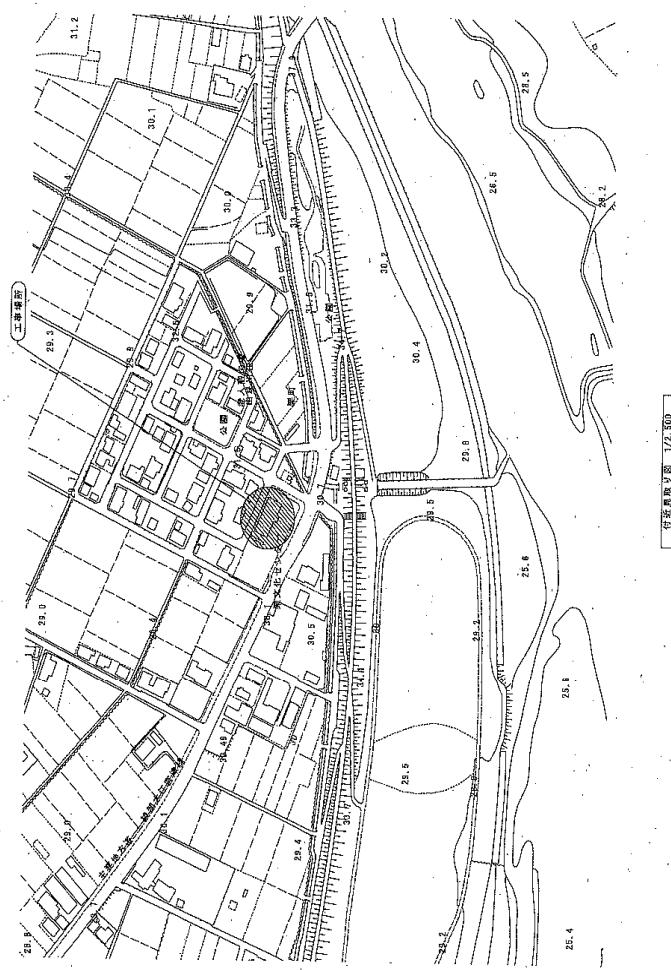
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) (3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

(4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次全てを満たす工事とします。

- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
- ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。

(5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



公 告

綾部市公告第152号

中央公民館改修事業、中央公民館エレベーター改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年11月10日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第507 88号 |
| (2) 工事名 | 中央公民館エレベーター改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | エレベーター改修 1式 |
| (5) 予定期工期 | 令和7年12月 9日から
令和9年 7月31日まで（600日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年11月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年11月13日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年11月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年11月20日（木）から

令和7年11月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年11月26日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和7年12月1日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年12月2日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出12月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年12月3日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 昇降機設備工事等、製造部門を持つ専門工事企業対象工

事 (N o. 8)」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 場所 _____

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願ひいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名)	(請負金額)	手 (工事名)	(請負金額)
	持 (役職名)		持 (役職名)	
	工 (完了予定)		事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

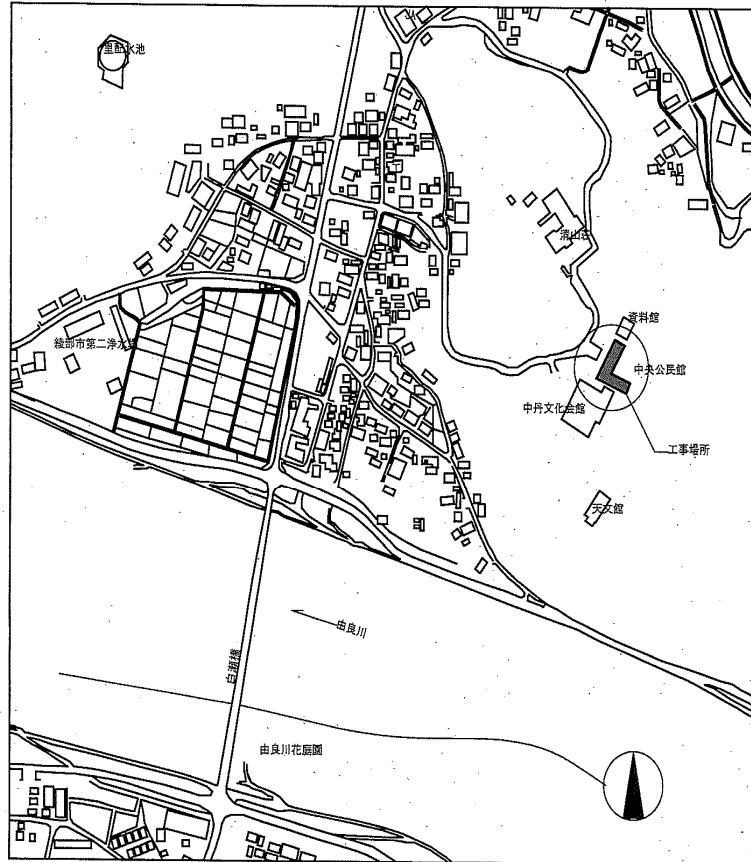
2) 主任技術者

- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
 - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取り図

公 告

綾部市公告第153号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月12日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第154号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月12日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第155号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年11月12日

綾部市長 山崎善也

公 告

綾部市公告第156号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第4条の規定により、令和7年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

綾部市長 山崎善也

1 賦課対象区域

高津町の一部

2 賦課対象区域図

別図のとおり

令和7年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）

綾部処理センター

例	
	処理場（綾部浄化センター）
	下水道事業受益者負担金賦課区域
	令和7年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

公 告

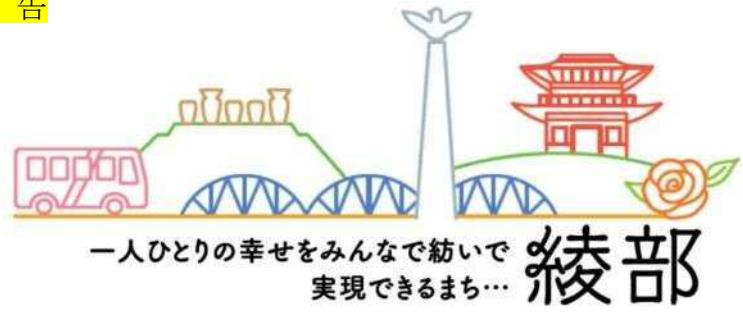
綾部市公告第157号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和7年11月21日

綾部市長 山崎善也

- 1 令和7年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第3次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和7年度

《第3回》綾部市職員採用試験

■ 募集職種

土木技師・建築技師

■ 受付期間

令和7年11月28日（金）～令和8年1月7日（水）

■ 採用予定日

令和8年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分		採用予定 人員	受験資格	職務内容
土木技師	一般	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
	社会人		昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	
建築技師	一般	若干名	(1)平成9年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成9年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和8年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
	社会人		(1)昭和60年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)昭和60年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	

<職務経験について>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和7年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めていきます。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	書類選考試験		
第2次試験	作文試験 面接試験	令和8年1月下旬	綾部市役所
第3次試験	面接試験	令和8年2月上旬	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試験 内 容	
書類選考試験	エントリーシートを審査し、合格基準点に達するものを選考
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>* 綾部市ホームページの「令和7年度第3回度綾部市職員採用試験 申込フォーム(エントリーシート)」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/1317484</p> <p>* 右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>	
受付期間	<p>* 令和7年11月25日(火)午前8時30分～令和8年1月7日(水)午後5時15分</p> <p>* 受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。</p> <p>* メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもつて申し込みをしてください。</p> <p>* 使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
注意事項	<p>* 申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。</p> <p>* 申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。</p> <p>* 申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>	

※インターネットによる申込みができない方は、令和7年12月24日(水)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和8年1月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (2)第2次合格発表 令和8年1月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和8年2月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和8年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和7年度中の採用になる場合があります。なお、この名簿は、令和9年3月31日まで有効です。
- (2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

6 給与、福利厚生等

(令和7年4月1日現在)

区分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (基本給+地域手当)	228,800円	302,744円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



公 告

綾部市公告第158号

こども発達支援拠点施設整備事業、こども発達支援施設北側法面整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年11月25日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 92号 |
| (2) 工事名 | こども発達支援施設北側法面整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | $L = 60\text{m}$
吹付法枠工 $L = 105\text{m}$
モルタル吹付工 $A = 155\text{m}^2$
側溝工 $L = 13\text{m}$ |
| (5) 予定期 | 令和7年12月23日から
令和8年 3月31日まで（99日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年1月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年1月28日（金）午前9時から午後6時まで

令和7年1月2月1日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年1月2月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めるることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年1月2月5日（金）から

令和7年1月2月8日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年12月10日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和7年12月15日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年12月16日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年12月17日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 場所 _____

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

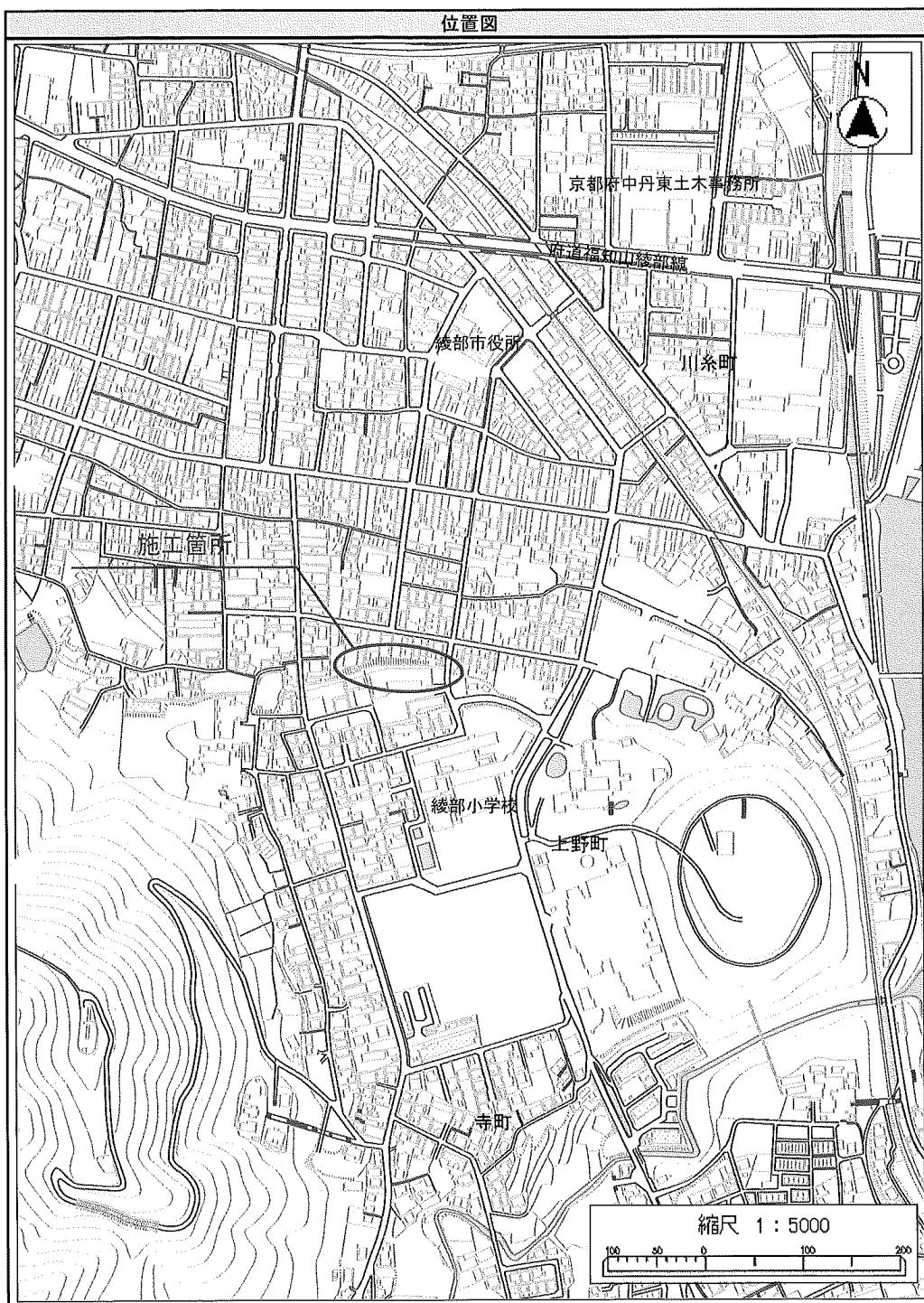
2) 主任技術者

- 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) (3) の1に規定する期間。
 - 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第159号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（7-4）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年11月25日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 95号 |
| (2) 工事名 | 公共下水道舗装復旧（7-4）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | $L = 201.5\text{m}$ $W = 1.75 \sim 6.2\text{m}$
アスファルト舗装工 $A = 494\text{m}^2$ |
| (5) 予定期工期 | 令和7年12月23日から
令和8年 3月30日まで（98日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年11月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年11月28日（金）午前9時から午後6時まで

令和7年12月1日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年12月5日（金）から

令和7年12月8日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることがとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年12月10日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 令和7年12月15日（月）午前9時から午後6時まで
令和7年12月16日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和7年12月17日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 _____

2 工事名 _____

3 場 所 _____

4 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
2	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
3	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
4	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
5	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	(氏 名) 手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

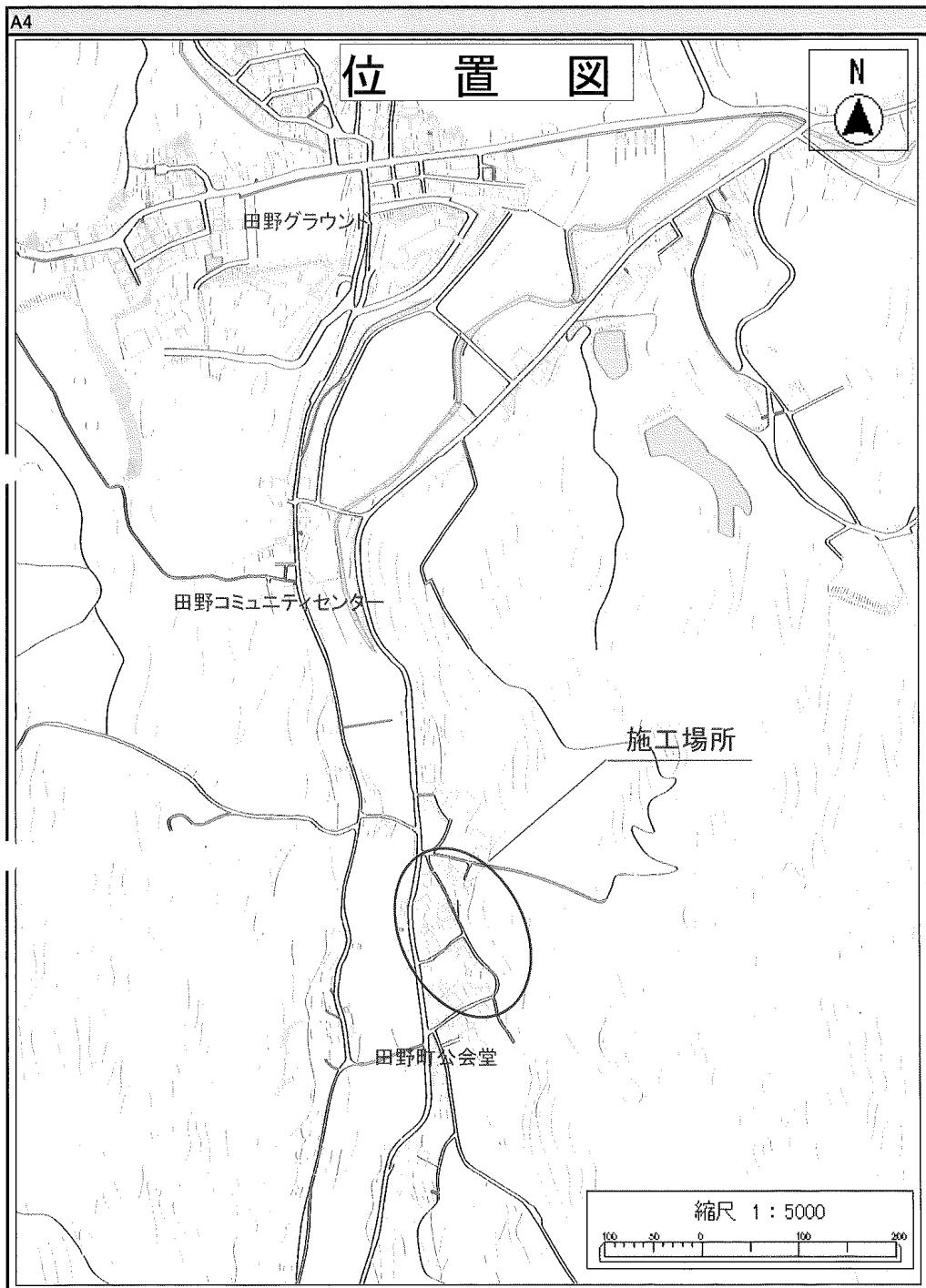
2) 主任技術者

- 1 補装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3) の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



公 告

綾部市公告第160号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年11月27日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

公 告

綾部市公告第161号

令和8年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請をしてください。

これまでの紙申請から、インターネットを利用した電子申請に変更となります。申請書等をダウンロードし、作成した書類を電子申請サイトにアップロードする方法です。

紙による提出は不要です。

令和7年12月1日

綾部市長 山崎善也

1 受付期間

区分		有効期間	受付期間 (土・日曜、祝日は除く)
市内業者	建設工事	令和8年度 (1年)	令和8年2月2日(月)～2月16日(月)
	測量・建設 コンサルタント等		
市外業者	建設工事	令和8・9年度 (2年)	令和8年1月8日(木)～1月30日(金)
	測量・建設 コンサルタント等		

*「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

*電子申請サイトは、受付期間中24時間利用できます。(ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。)

受付終了日までに申請手続きを完了してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

2 システム利用料

市内業者：無料

市外業者：1申請につき1,980円（税込）

お支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。

市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。

お支払いは申請期間内に完了させてください。入金確認後に申請受付となります。

※コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のお支払い期限については、決済申込完了から7日以内、または申請期間終了日の早い方までに入金を完了してください。

3 受付方法

電子申請サイト

インターネットを利用した電子申請となります。紙での提出は不要です。

<https://bid-entry.com/>

4 申請手順(概要)

- (1) 申請にあたっては、申請要領及び電子申請の操作マニュアル等をご確認ください。
- (2) 電子申請を行うための環境をご準備ください。
→「電子申請を行うために必要な環境」(後述)
- (3) 本電子申請サイトを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。他の自治体でご利用の方は必要ありません。
- (4) 「入札参加資格審査申請書 (Excel)」をダウンロードし、必要事項を記入してください。
※申請書は Excel ファイルのままで保存しておいてください。
- (5) 上記 (4) 以外の提出書類のうち、該当するものをすべてそろえ、PDF データにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出しし、押印後、PDF 化してください。→ 「提出書類の PDF 化について」(後述)
- (6) 操作マニュアルに従って、申請書および添付書類をすべてアップロードし、申請を完了させてください。
- (7) システム利用料が必要な場合は、決済画面が表示されますので、支払い手続きを行ってください。
- (8) 審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正)」メールが送信されます。「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

- ・操作の流れ(動画等) → <https://bid-entry.com/flow.html>
- ・よくあるご質問 → <https://bid-entry.com/faq.html>
- ・操作マニュアル → <https://bid-entry.com/manual.pdf>

5 申請案内及び様式

申請案内及び様式は、綾部市ホームページからダウンロードしてください。

綾部市ホームページ → <http://www.city.ayabe.lg.jp/>

産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

6 電子申請を行うために必要な環境

●インターネットが利用できる Windows パソコン

●ブラウザ

Microsoft Edge(最新版)、または Google Chrome(最新版)

※Microsoft Internet Explorer は使用できません。

●メールソフト

●Microsoft Excel (2013 以降)

7 提出書類の PDF 化について

(1) 納税証明書、経営事項審査結果通知書などの紙資料

スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使って PDF ファイルにしてください。

お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機（スキャナー機能付き）で PDF ファイルにし、USB メモリ等でデータを受け取ることができます。

※コンビニエンスストアでの複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。

(2) 営業所一覧表などの Excel、Word 形式のファイル

Excel/Word の機能を使って PDF 化してください。

[ファイル-名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF (*.pdf)」を選択します。Excel ブックに複数のシートがある場合は、PDF ファイルを選択し、表示されたオプションから、ブック全体を選択するとブック全体を PDF にできます。

8 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約したものとします。故意に虚偽の記載をした場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が添付されているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを添付してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受け付けていません。

9 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和 8 年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和 8 年の 4 月以降に利用者登録をしていただきますようお願いします。

電子入札を利用するには、電子入札用の I C カード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <https://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

10 電子での申請ができない業者様について

市内業者のうち、電子での申請が困難な場合は、監理課までご相談ください。

11 問い合わせ先

- (1) システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法について
ミラ株式会社 大阪営業所(BID-ENTRY サポート窓口)
電話：06-6809-4214

上記の電話が混み合い、繋がりづらい場合は、お手数ですが下記までお電話ください。

ミラ株式会社(BID-ENTRY サポート窓口)
電話：088-678-3450

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時除く）となります。

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。

- (2) 申請書や提出書類など申請上でのお問い合わせについて

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
TEL：0773-42-4276（直通）
FAX：0773-42-4406（総務課付け）
E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

【建設工事】

申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けている者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、令和6年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限ります。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

2 申請受付期間等

市内業者	令和8年2月2日(月)～令和8年2月16日(月)
市外業者	令和8年1月8日(木)～令和8年1月30日(金)

インターネットを利用した電子申請となります。紙での提出は不要です。

3 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和9年3月31日まで。
市外業者	令和8・9年度の2カ年。資格審査の結果は通知しません。

4 提出書類

市内業者用

提出書類		様式等	提出形式	備考
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	Excel	
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	PDF	最新のもの
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	PDF	令和7年11月1日以降のもの
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	PDF	
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	PDF	直前1年度分 経審申請時の写しでも可
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税 (個人の場合) 所得税・消費税	PDF	令和7年11月1日以降のもの 免税業者、非課税業者にも発行されます。 電子納税証明書でも可 ※1
	市税納税証明書	市 第4号様式		令和8年1月6日以降のもの 個人事業主は令和8年2月3日以降のもの ※2
⑦	技術職員名簿	市 第5号様式 経審申請時の写し	PDF	両方提出してください ※3
⑧	現場代理人名簿	市 第6号様式	PDF	※4
⑨	資格者証等		PDF	証書等を技術職員名簿、現場代理人名簿の順に添付 ※5
⑩	課税・免税事業者届	市	PDF	※6
⑪	特例浄化槽事業者届出書の写し	(京都府)	PDF	該当者のみ ※7
⑫	浄化槽設備士証又は免状の写し		PDF	
⑬	除雪・水道修繕等委託契約書の写し		PDF	国道・府道除雪を含む ※8
⑭	消防団協力事業所表示証の写し	市	PDF	該当者のみ 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの ※9
	奉仕活動実施報告書	別紙3		
	雇用状況申告書	別紙4, 5, 6		
⑮	令和8年度建設工事入札参加業者等級格付基準業者登録カード	別紙7-1 別紙7-2	PDF	※10
⑯	誓約書	市	PDF	
⑰	経営事項審査結果通知書		PDF	令和6年7月1日以降のもの
⑱	振込先確認書	市	PDF	

市外業者用

提出書類		様式等	提出形式	備考
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	Excel	
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	PDF	最新のもの
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	PDF	令和7年10月1日以降のもの
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	PDF	準じた様式でも可
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	PDF	経審申請時の写しでも可 直前2年の営業年度分
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税 (個人の場合) 所得税・消費税	PDF	令和7年10月1日以降のもの 電子納税証明書でも可 ※1
	市税納税証明書	市 第4号様式		
⑦	技術職員名簿		PDF	経審申請時の写し。
⑧	特例浄化槽工事業者届出書	(京都府)	PDF	該当者のみ ※7
⑨	浄化槽設備土証又は免状			
⑩	誓約書	市	PDF	
⑪	経営事項審査結果通知書		PDF	令和6年7月1日以降のもの
⑫	委任状	市	PDF	該当者のみ

【留意事項等】

※1 「納税証明書[国税]」は、オンライン（e-Tax）で請求・受取ができます。

※2 「市税納税証明書」については、法人の場合は令和8年1月6日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和8年2月3日以降に取得してください。2月2日以前に申請される場合は、令和7年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※3 「技術職員名簿」は、令和8年度に配置可能な技術者について記入してください。

また、様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。

技術職員を新規登録する場合は、常用雇用を確認できる書類が必要です。

※4 「現場代理人名簿」は、令和8年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方でなければなりません。

現場代理人を新規登録する場合は、常用雇用を確認できる書類が必要です。

※5 「資格者証等」は、技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（検定合格証明書の写し等）を、監理技術者資格を有する職員については、監理技術者資格者証（表裏両面）を必ず添付してください。また、解体工事業において、技術検定に係る資格を有する職員のうち、平成27年度までの合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上を証する書類又は登録解体工事講習の受講の証明書類を添付してください。

技術職員・現場代理人を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写しのいずれかを提出してください。これらの書類が提出できない場合は、京都府の経営事項審査の手引きを参考に書類準備をしてください。なお、経審の名簿に記載されている場合、書類提出は不要です。

※6 「課税・免税事業者届」は、令和8年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽事業者の方は添付してください。（「特例浄化槽事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）

※8 国、京都府、綾部市と令和7年度の除雪や融雪剤散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。

綾部市の水道修繕等に係る令和7年度の緊急当番業者の方は、「水道修繕等業務委託契約書」の写しを提出してください。

※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。
- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。（ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。）

※10 等級格付基準の総合評点を提出してください。登録業種ごとに総合評点を記入してください。

5 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種
- (5) 等級及び総合評点（市内業者のみ）

資格審査申請書の変更届について（電子申請のため、紙での提出不要・システム利用料無料）

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 委任行為のある場合は受任者の氏名（市外業者のみ）
- (6) 営業所専任技術者、技術者名簿及び現場代理人名簿（市内業者のみ）
- (7) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっておりますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

→ <https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001846.html>

【測量・建設コンサルタント等】

申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、令和8年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士（同施行規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いていない者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 申請受付期間等

市内業者	令和8年2月2日(月)～令和8年2月16日(月)
市外業者	令和8年1月8日(木)～令和8年1月30日(金)

インターネットを利用した電子申請となります。紙での提出は不要です。

3 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和9年3月31日まで。
市外業者	令和8・9年度の2ヵ年。資格審査の結果は通知しません。

4 提出書類

市内業者用

提出書類		様式等	提出形式	備考	
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市	Excel		
②	測量等実績調書	市 様式2	PDF		
③	技術者経歴書	市 様式3	PDF		
④	営業所一覧表	市 様式4	PDF		
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	PDF	令和7年11月1日以降のもの	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)			
⑥	登録証明書等	(発行機関)	PDF	令和7年11月1日以降のもの ※1	
⑦	財務諸表類		PDF	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類 (個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書	
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税 (個人の場合) 所得税・消費税	(税務署: 書式その3の3) (税務署: 書式その3の2)	PDF	令和7年11月1日以降のもの 免税業者、非課税業者にも発行されます 電子納税証明書でも可 ※2
	市税納税証明書	市 第4号様式	PDF	令和8年1月6日以降のもの 個人事業主は令和8年2月1日以降のもの ※3	
⑨	課税・免税事業者届	市	PDF	※4	
⑩	誓約書	市	PDF		
⑪	振込先確認書	市	PDF		

市外業者用

提出書類		様式等	提出形式	備考	
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市	Excel		
②	測量等実績調書	任意	PDF		
③	技術者経歴書	全国統一様式、国土交通省様式	PDF		
④	営業所一覧表	同上	PDF		
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	PDF	令和7年10月1日以降のもの	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)	PDF		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	PDF	令和7年10月1日以降のもの ※1	
⑦	財務諸表類		PDF	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類 ----- (個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書	
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税 (個人の場合) 所得税・消費税	(税務署:書式その3の3) ----- (税務署:書式その3の2)	PDF	令和7年10月1日以降のもの 電子納税証明書でも可 ※2
	市税納税証明書	市 第4号様式	PDF	綾部市に納税義務がある場合のみ	
⑨	誓約書	市	PDF		
⑩	委任状	市	PDF	該当者のみ	

【留意事項等】

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 「納税証明書[国税]」はオンライン(e-Tax)で請求・受取ができます。

※3 「市税納税証明書」については、法人の場合は令和8年1月6日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和8年2月3日以降に取得してください。

2月2日以前に申請される場合は、令和7年度の最終の納期(市府民税第4期分)の領

収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 「課税・免税事業者届」は、令和8年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

5 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 住所
 - (4) 業種
-

資格審査申請書の変更届について（電子申請のため、紙での提出不要・システム利用料無料）

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に変更があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、必ず届出をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日
- (6) 委任行為のある場合は受任者の氏名（市外業者のみ）

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

→ <https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001846.html>

綾部市教育委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第8回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年11月20日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

1 日 時 令和7年11月27日（木）午前10時から

2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

3 付議事項

・議第19号 令和7年度綾部市一般会計補正予算（第4号）について

綾部市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、綾部市監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して監査を執行したので、その結果を公表する。

令和7年11月6日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹
綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

住民監査請求に基づく監査の結果

第1 請求人(略)

第2 請求の要旨

負担金の不当請求及び公務員説明責任の欠如

昨年11月に「市道大畠学校線」が陥没し復旧工事が実施された。陥没箇所の市道は平らな台地が侵食して生じた谷の上流部を埋め立てて施設されている。元々在った谷川は道路を通す際にパイプを埋設して排水用の暗渠にしており、台地を降雨の水害から守るために必要不可欠な排水用施設である。A自治会はこの水路を下流で農業用水に利用している。

- (1) 誰が=綾部市長、建設課長、農政課長の指示により
- (2) いつ=令和7年5月8日復旧工事請負業者がA自治会に工事費用を請求した。
- (3) どのような行為=市は道路陥没事故の復旧工事費のうち埋設管費用47.3万円をA自治会に負担金として課し、業者に直接支払うよう指示した。
- (4) その行為がどのように違法、不当か=本件は市道下の排水用暗渠が老朽化して発生した陥没事故の復旧工事で、本来市が負担すべき費用をA自治会に課し、担当課長が条例に疎い自治会役員に對して脅しとも思える説明で負担を求めた。
- (5) 結果・損害=不当な負担金請求は市の会計処理の正当性と信用・信頼を失墜させる。又、負担金の法的根拠の説明を市長に文書で再三求めたが3ヶ月以上経た現在も回答がなく、公務員の説明責任について、市長及び担当者にその重要性の自覚が薄く、ひいては市職員全体の信用・信頼を損ない、行政への市民の不信感が募る。
- (6) 処置の請求=負担金について法令に基づいた合理的な説明を求めると共に不当な負担金の返還を求める。

*添付資料=・業者の工事費用請求書・市道陥没事故復旧工事第1回説明会資料・A自治会総会議案書・B新聞(現況証明)・市長に説明を求める私信3通

第3 請求の受理

本件請求は、令和7年9月1日付けで提出され、補正指導後、令和7年9月8日付けで再提出され、請求要件を満たしているものとして受理した。

第4 監査の実施

1 監査の対象事項

市道大畠学校線の陥没復旧工事に係る市道に埋設された排水用施設（以下「埋設管」という。）修繕費用負担金の賦課について、負担金賦課の有無及び違法又は不当な負担金の請求であるのか否かを対象とした。

2 監査の対象部課

建設部建設課、農林商工部農政課

3 監査の期間

令和7年9月9日から10月31日まで

4 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、監査対象課長に対し聴取を行った。

5 陳述の機会の付与等

令和7年10月10日付けで請求人に陳述及び新たな証拠の提出の照会を行ったが、請求人から陳述を希望しない旨の通知があったため、陳述の聴取を行わなかった。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第5 監査の結果

1 事実の確認

（1）復旧工事に係る経過

令和6年11月 2日 野中池下流側水路の閉塞に係る地元からの要望、現地調査の実施

令和6年11月28日 道路陥没の通報、幅0.9m、長さ2.5m、深さ1.4m程度の陥没を確認、市道大畠学校線の全面通行止め

令和6年11月29日 A自治会から水路修繕に係る土地改良事業申請書の提出

令和6年11月29日 建設課、農政課、財政課により今後の方針について協議し、緊急的な対応として道路を掘削し原因の究明及び復旧を行うこととした。

令和6年12月 1日 上水道仮設管の設置

令和6年12月 2日 道路掘削工事の着手

令和6年12月 3日 埋設管（農業用横断管）破損状況の確認（A受益者2名）

令和6年12月 4日 新埋設管（農業用横断管）の設置復旧、土砂埋め戻しの開始

令和6年12月 5日 上水道送水管の設置及び仮設管の撤去

令和6年12月 6日 土砂埋め戻しの完了

令和6年12月 7日 路盤工事の施工

令和6年12月 9日 舗装工事の施工
令和6年12月 9日 市道大畠学校線の全面通行止めの解除
令和7年 2月 25日 A自治会への説明
令和7年 2月 28日 A自治会長との協議
令和7年 4月 29日 A自治会総会で水路復旧事業の費用負担を決定
令和7年 5月 8日 農業用横断管付設替工事代金の請求
(法人DからA自治会へ)

(2) 復旧工事に係る経費の内訳

ア 栗町送水管移設修繕 (市道陥没により露出した上水道送水管の移設に係る費用)

施工業者 法人C

請負金額 2,189,000 円

イ 市道大畠学校線緊急工事

施工業者 法人D

請負金額 6,820,000 円

ウ 農業用横断管付設替工事

施工業者 法人D

請負金額 473,000 円

(3) 埋設管の管理

市とA自治会は、当該埋設管は農業用施設であり、A自治会が管理者であると認識していることを確認した。

(4) 埋設管の復旧

令和6年11月28日に市道陥没の確認後、A自治会から野中池下流水路の修繕に係る土地改良事業申請書が提出されている。道路管理上、早急に復旧する必要があり、令和6年12月2日に市道の掘削を開始し、当該埋設管については、破損状況をA自治会の受益者2名とともに確認した上で、埋設管の取替えにより復旧を行っている。

(5) 負担金又は分担金の賦課徴収

道路法第58条に規定する負担金は、道路管理者が他の工事又は他の行為により必要が生じた道路に関する工事等の経費を必要が生じた限度において、原因者に費用負担させるもので、同法の規定により負担命令を発するものである。今回の市道陥没復旧工事に関し、市からA自治会に対し負担金の決定及び納入通知書による通知はないことを確認した。

法第224条に規定する分担金は、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって特に利益を受ける者からその受益の限度において徴収されるもので、法231条に定める調定及び納入の通知により行われる。今回の市道陥没復旧工事に関し、令和6年11月29日付けでA自治会から農業施設の維持管理等は自治会が行うとの規約に基づき、野中池下流

水路の修繕に係る土地改良事業申請書が市に提出されたが、最終的に事業は採択されておらず、市からA自治会に対し分担金は課されていないことを確認した。

(6) 費用の負担区分

市道の陥没は埋設管の破損が原因であり、令和7年2月25日の地元説明会において原因者負担が原則であるとして費用負担の説明を行っているが、同意は得られず持ち帰りとなっている。

その後、令和7年2月28日にA自治会長が来庁され、協議を行った結果、市道の復旧に係る費用は道路管理者である市が負担し、要望により施工した埋設管復旧に係る費用473,000円は農業用施設管理者であるA自治会が負担することで了解を得ており、A自治会は役員会に諮り、令和7年4月29日に総会の承認を経て、工事施工業者に支払いを行っている。

2 監査委員の判断

請求人は、埋設管の老朽化により発生した道路の陥没に伴う復旧工事において、復旧工事費のうち埋設管に係る費用473,000円を市がA自治会に負担金として課し、工事請負業者に直接払うように指示したことを不当な請求であると主張し、負担金に関する説明及び負担金の返還を求めるものと解される。

しかし、上記1(5)に記載のとおり、市がA自治会に原因者負担に係る負担金又は土地改良事業に係る分担金を賦課決定した事実はなく、費用の負担については、道路管理者である市と農業用施設管理者であるA自治会の合意が成立しており、それぞれの施設に係る復旧費用を負担することは、管理責任上、不合理とは認められず、当該行為は違法又は不当な財務会計上の行為には当たらないものと判断する。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断し、本件請求を棄却する。

綾部市選挙管理委員会告示第41号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

523人

綾部市選挙管理委員会告示第42号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

8,706人

綾部市選挙管理委員会告示第43号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

4, 353人